

## 平成 29 年度 教育関係共同利用拠点の公募について

### 1. 制度の趣旨

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要です。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠です。

このため、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、教育関係共同利用拠点の認定を行うこととしています。

### 2. 公募する拠点施設

#### (1) 拠点施設の種類の種類

「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下「告示」という。）に定める基準を満たす施設のうち、以下の拠点施設について公募します。

- ① 留学生支援施設
- ② 大学の職員（教員を含む。以下同じ。）の組織的な研修等の実施機関
- ③ 練習船
- ④ 演習林等
- ⑤ 農場
- ⑥ 臨海・臨湖実験所
- ⑦ 水産実験所

#### (2) 各拠点施設の定義

公募する各拠点施設を、以下のように定義します。

##### ① 留学生支援施設

留学生支援施設は、大学が設置する日本語教育センター及び留学生宿舎の二種類とします。

- i) 日本語教育センターは、外国人留学生の教育のための施設であり、主に日本語教育を行うことを目的とするものを指します。
- ii) 留学生宿舎は、主に外国人留学生が入居するための施設を指します。

##### ② 大学の職員の組織的な研修等の実施機関

大学が、大学設置基準第 25 条の 3 にいう大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下「FD」という。）を実施する場合、又は同第 42 条の 3 にいう大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 25 条

の3に規定する研修に該当するものを除く。) <sup>1</sup> (以下「SD」という。) を実施する場合において、当該研修及び研究の実施又は支援等を行う施設を指します。なお、大学の職員の組織的な研修等の実施機関は、大学内の組織及びその機能を指すものであって、特定の建物、設備等を指すものではありません。

③ 練習船

総トン数 20 トン以上の船舶で、大学が教育活動に利用することを目的として保有するものを指します。

④ 演習林等

大学が林学に関する学科を設置する場合に、その学科の教育研究に必要な施設として大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（演習林）及び大学が行う生物学等の教育研究に必要な附属施設として山林地域に設置されている演習林類似の施設等を指します。

⑤ 農場

大学が農学に関する学部を設置する場合に、その学部の教育研究に必要な施設として大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設を指します。

⑥ 臨海・臨湖実験所

大学が行う基礎生物学及びその関連分野の教育研究に必要な附属施設として、臨海・臨湖地域に設置されているものを指します。

⑦ 水産実験所

大学が水産増殖に関する学科を設置する際に、その学科の教育研究に必要な施設として大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設を指します。

(3) 申請対象となる拠点施設

今年度の公募においては、告示に定める基準のほか、それぞれの特性を鑑み、以下の要件を満たす大学における拠点施設を対象とします。

① 留学生支援施設

i) 日本語教育センター

- 運営上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 設置大学以外の留学生を広く対象とした教育を実施し、利用に当たって、他大学の留学生が不利益を被らないこと。
- 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が利用できること。
- 体系的な教育課程が整備され、課程の修了基準、授業計画、成績評価の基準等が学生に対して明示されていること。
- 留学生数に応じた職員の数確保されていること。

<sup>1</sup> 詳細については、平成 28 年 3 月 31 日付高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について(通知)」も参照すること。

- 設置大学及び共同利用大学が外国人留学生の募集活動、入学予定者への事前教育を行う際、センターの機能を生かした活動を行っていること。

ii) 留学生宿舎

- 施設を運用する上での責任体制が規程等により明確となっていること。
- 入居者の募集に当たっては、設置大学以外の留学生を広く対象とし、他大学の留学生が不利益を被らないこと。
- 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が居住できること。
- 同一の留学生宿舎の建物内で、留学生と日本人が混在して居住していること。
- 入居者の募集に当たっては、来日一年以内若しくは入学後一年以内の留学生が優先的に入居できること。
- 国内大学と海外大学との交流協定等に基づく留学生が入居できること。また、交流協定等に基づく留学生を計画的に受け入れることができること。
- 生活上の相談、宿舎の管理等、学生が生活する上での支援体制が整備されていること。その際、外国語による対応も可能であること。

② 大学の職員の組織的な研修等の実施機関

- FD又はSDのいずれか、若しくは双方に関する取組を行っている機関であること。また、FD又はSDに関する実績・資源・体制を有しており、全国・各地域の拠点としてふさわしい質を保証できる機関であること。
- FDの取組を行う機関は、以下i)～v)のいずれかに該当する体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組に関する実績を有するとともに、設置大学及び他大学において、授業・成績評価の内容及び方法の改善ツール・コンテンツの発掘・開発を行ってきた実績があること。
  - i) 教員として必須の基礎的・共通的（授業設計、授業運営、学生指導及び研究倫理教育等）なことに関する内容
  - ii) キャリア段階別（採用直後の教員、昇任者、部局長及び執行部向け等）に必要な内容
  - iii) 学問分野別に関する内容
  - iv) 教育プログラムの領域別（初年次教育、キャリア教育等）に必要な内容
  - v) 大学院生へのプレFDに関する内容なお、i)～v)は、全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であるとともに、より多くの大学で活用できる、学生の状況に応じた取組であること。ただし、各取組において例示された内容について、全てを実施することを求めるものではない。
- SD（上記FDの取組を除く）の取組を行う機関は、事務職員等について以下i)～iii)のいずれかに該当する研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組に関する実績を有すること。
  - i) 職員として必須の基礎的・共通的（経営管理・財務、教学支援、企画力及びコミュニケーション力等）なことに関する内容
  - ii) キャリア段階別（採用直後の職員、昇格者及び管理職向け等）に必要な内容
  - iii) 専門的職員の分野別（インスティテューショナル・リサーチャー、アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニスト

レーター及び産官学連携コーディネーター等)に関する内容

なお、i)～iii)は、全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であり、より多くの大学で活用できる質の高い取組であること。ただし、各取組において例示された内容について、全てを実施することを求めるものではない。

- FD又はSDの取組に関し、FD又はSDの専門家の養成・研修や教育課程の専門スタッフの養成・研修に関する取組が含まれていること。
- 認定期間中の取組の成果指標を明確に設定し、利用者以外の職員や利用大学の評価、利用教員における授業の内容及び方法の改善状況等に基づいた客観的な成果分析を計画・実施していること。また、利用大学における学生の学修成果等に基づいた客観的な成果分析を収集し、取組の改善を図っていること。
- FD又はSDに関する指導又は相談等の経験を持ち、専門性を備えた担当者が専任で配置されていること等、取組が円滑に行われるような人員配置がなされていること。
- FD又はSDに関する調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行い、他大学の職員等からの相談に対し、適切な対応が可能なこと。その際、成功した、又は課題を残したFD・SDの事例など各大学が真に役立つ、様々な事例を収集し、提供していること。
- 他大学の求めに応じ、講師を派遣するのみならず、設置大学及び他大学において、FD又はSDの取組の積極的な普及に努めていること。とりわけFDにおいて、教育評価の手法・ツールの開発等、各大学においてFDを普及・定着させる観点から必要と考えられる取組を行っていること。

### ③ 練習船

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の乗船実習を提供すること。なお、当該施設を用いた乗船実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 乗船実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規定等により明確となっていること。
- 乗船実習の提供に当たっては、練習船を保有する大学(以下「保有大学」という。)以外の学生のみが乗船し単独で航海する形態(単独航海)、保有大学の学生と他大学の学生とが共に乗船し航海する形態(混乗航海)のいずれでも差し支えないが、原則として、乗船実習における教育は保有大学の乗組員等が行うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生に提供されるものと同様及び同質の条件であること。
- 共同利用に供する日数が、運航可能な日数に比して相当の割合であること。原則として、運航可能日数の2割程度以上の共同利用が見込まれること。

### ④ 演習林等

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の演習林等での実習を提供すること。なお、当該施設における演習林等での実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う授業科目も含まれる。
- 演習林等での実習の提供に当たり、その運営上の責任体制が規定等により明確となっていること。
- 演習林等での実習の提供に当たっては、演習林等を保有する大学(以下「保有大学」という。)以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生と

が共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、演習林等での実習における教育は保有大学の教員等が行うこと。

- 他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であること。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

#### ⑤ 農場

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の農場での実習を提供すること。なお、当該施設における農場での実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う授業科目も含まれる。
- 農場での実習に当たり、その運営上の責任体制が規定等により明確となっていること。
- 農場での実習の提供に当たっては、農場を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、農場での実習における教育は保有大学の教員等が行うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であること。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

#### ⑥ 臨海・臨湖実験所

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供すること。なお、臨海・臨湖実験所における実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規定等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、臨海・臨湖実験所を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、臨海・臨湖実験所での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であること。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

#### ⑦ 水産実験所

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供すること。なお、水産実験所における実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規定等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、水産実験所を保有する大学（以下「保有大学」という。）

以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、水産実験所での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。

○ 他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であること。

○ 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

### 3. 認定方法等

#### (1) 審査手順

教育関係共同利用拠点の認定のための審査は、教育関係共同利用拠点審査委員会及び専門委員会（以下「委員会」という。）にて行います。

審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び必要に応じて「面接審査」で行い、審議を尽くした上で総合評価を行い、認定候補拠点を決定します。文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、認定拠点を決定します。

＜今後のスケジュール（予定）＞

平成 29 年 6 月下旬～7 月中旬 委員会での審議

平成 29 年 7 月下旬～8 月上旬 文部科学大臣の認定

#### (2) 委員会による意見

認定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業計画の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すか、もしくはその両方を行うことがあります。

#### (3) 認定の有効期間

最大 5 年間のうち、認定審査を踏まえ決定します。

### 4. 拠点活動の実施

(1) 認定された拠点施設は、計画の実施に当たっては、3. (2) に記載した委員会による計画の改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。

#### (2) 大学の職員の組織的な研修等の実施機関について

○ 大学の職員の組織的な研修等の実施機関は、大学の職員の組織的な研修等に関する課題の抽出等について、必要に応じ、文部科学省への協力を御願います。

#### (3) 評価等

毎年度のフォローアップ活動に加え、認定期間中に委員会による中間評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果を受けて、拠点活動の目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、認定を取り消す場合があります。

## 5. 申請

### (1) 事前相談

申請を希望する大学は、「6. 問合せ先」の担当部局と訪問日程等を調整の上、必ず事前相談を行ってください。事前相談の受付期間は、公募通知日から平成29年6月16日(金)までとします。

### (2) 申請書等

別添2「教育関係共同利用拠点 申請書記入要領」に基づき、本公募通知の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

### (3) 提出方法

申請書等を、平成29年6月19日(月)～23日(金)の期間内に郵送してください(持込みは認めません)。申請書は関係書類等を同封の上、原本1部、コピー20部(計21部)、CD-R(W)(申請書等の電子媒体ファイル)1枚をご用意いただき、封筒に「教育関係共同利用拠点 申請書等在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法(小包、簡易書留、宅配便等)で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学改革推進室 学務係  
電話：03-5253-4111

### (4) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募通知に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 申請書等は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省 WEB サイト ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) を御覧ください。

## 6. 問合せ先

《制度全般、認定スケジュールについて》

文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学改革推進室 学務係

電話：03-5253-4111 (内線 3034) E-mail: daikaika@mext.go.jp

《留学生関連施設について》

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 留学交流支援係

電話：03-5253-4111 (内線 3028) E-mail: ryuugaku@mext.go.jp

《大学の職員の組織的な研修等の実施機関について》

文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学改革推進室 学務係

電話：03-5253-4111（内線 3034） E-mail：daikaika@mext.go.jp

《練習船，演習林等，農場，臨海・臨湖実験所，水産実験所について》

文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係

電話：03-5253-4111（内線 3058） E-mail：senmon@mext.go.jp

## 教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程

〔平成二十一年八月二十日〕  
〔文部科学省告示第百五十五号〕

(趣旨)

**第一条** 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の二第二項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規定の定めるところによる。

(認定の基準)

**第二条** 規則第百四十三条の二第二項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- 二 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 三 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。
  - イ 当該申請施設の職員
  - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
  - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- 四 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。
- 五 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- 六 申請施設を利用する大学に対し、申請設備の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- 七 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- 八 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

(認定の申請)

**第三条** 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 運営委員会の規則及び名簿
- 五 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- 六 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- 七 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- 八 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

**第四条** 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうか

を決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

**第五条** 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

二 当該施設を廃止しようとするとき。

三 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

**第六条** 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

**第七条** 文部科学大臣は、拠点が第二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第五条第二号若しくは第三号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

**第八条** 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。